

# 「建築設備設計・施工上の運用指針 2025年版 正誤表」

令和8年2月18日現在

No.	章	頁	項	訂正箇所	誤	正																																																																												
1	本書の使用に際して			上から9行目	法律の起点を令和7年6月30日	法律の起点を令和7年7月4日																																																																												
2	1	8	1-3	表1-3-2 〈囲いの部分を削除〉	<p>表1-3-2 硬質塩化ビニル管等の防火区画等の貫通</p> <p>注 ( ) 内は適合可能な硬質塩化ビニル管 (日本産業規格 (JIS) 表1-3-3 参照) の呼び径寸法を示す。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">給水管等の用途</th> <th rowspan="2">覆いの有無</th> <th rowspan="2">材質</th> <th rowspan="2">肉厚</th> <th colspan="4">給水管等の外径</th> </tr> <tr> <th colspan="4">給水管等が貫通する床、壁、柱又はより等の構造区分</th> </tr> <tr> <th colspan="4"></th> <th>防火構造</th> <th>30分耐火構造</th> <th>1時間耐火構造</th> <th>2時間耐火構造</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">給水管</td> <td rowspan="2"></td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm以上</td> <td colspan="4">90mm (75)</td> </tr> <tr> <td>6.6mm以上</td> <td colspan="2">115mm (100)</td> <td colspan="2">90mm (75)</td> </tr> <tr> <td>配水管</td> <td></td> <td>難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm以上</td> <td colspan="4">90mm (VB82)</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">排水管及び排水管に附属する通気管</td> <td rowspan="2">覆いのない場合</td> <td rowspan="2">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>4.1mm以上</td> <td colspan="4">61mm (50)</td> </tr> <tr> <td>5.5mm以上</td> <td colspan="2">90mm (75)</td> <td colspan="2">61mm (50)</td> </tr> <tr> <td>6.6mm以上</td> <td>115mm (100)</td> <td>90mm (75)</td> <td colspan="2">61mm (50)</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合</td> <td rowspan="3">難燃材料又は硬質塩化ビニル</td> <td>5.5mm以上</td> <td colspan="4">90mm (75)</td> </tr> <tr> <td>6.6mm以上</td> <td colspan="2">115mm (100)</td> <td colspan="2">90mm (75)</td> </tr> <tr> <td>7.0mm以上</td> <td>141mm (125)</td> <td>115mm (100)</td> <td colspan="2">90mm (75)</td> </tr> </tbody> </table>	給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径				給水管等が貫通する床、壁、柱又はより等の構造区分								防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造	給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (75)				6.6mm以上	115mm (100)		90mm (75)		配水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (VB82)				排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm以上	61mm (50)				5.5mm以上	90mm (75)		61mm (50)		6.6mm以上	115mm (100)	90mm (75)	61mm (50)		厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (75)				6.6mm以上	115mm (100)		90mm (75)		7.0mm以上	141mm (125)	115mm (100)	90mm (75)		
給水管等の用途	覆いの有無	材質	肉厚	給水管等の外径																																																																														
				給水管等が貫通する床、壁、柱又はより等の構造区分																																																																														
				防火構造	30分耐火構造	1時間耐火構造	2時間耐火構造																																																																											
給水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (75)																																																																														
			6.6mm以上	115mm (100)		90mm (75)																																																																												
配水管		難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (VB82)																																																																														
排水管及び排水管に附属する通気管	覆いのない場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	4.1mm以上	61mm (50)																																																																														
			5.5mm以上	90mm (75)		61mm (50)																																																																												
	6.6mm以上	115mm (100)	90mm (75)	61mm (50)																																																																														
	厚さ0.5mm以上の鉄板で覆われている場合	難燃材料又は硬質塩化ビニル	5.5mm以上	90mm (75)																																																																														
			6.6mm以上	115mm (100)		90mm (75)																																																																												
7.0mm以上			141mm (125)	115mm (100)	90mm (75)																																																																													
3	1	12	1-3	表1-3-6の注意書きiii)	iii) 排水管又は排水管に附属する通気管にあっては、令第129条の2の4第1項第七号に規定する防火区画等を貫通する・・・	iii) 給水管等の耐火二層管貫通部構造の床又は壁を貫通する・・・																																																																												
4	1	13	1-3	表1-3-7の第4項第一号イ床の被覆厚	・24.5以上 ・25以上	24.5以上 25以上																																																																												
5	1	14	1-3	表1-3-7の第5項第二号イ床の被覆厚	・21.5以上 ・15以上	21.5以上 15以上																																																																												
6	1	16	1-3	下から2行目	「1-19 排水用耐火二層管に・・・	「1-5 排水用耐火二層管に・・・																																																																												
7	4	115	4-16	表4-16上から2行目・右から2列目	(4) 室	(4) 居室																																																																												
8	4	115	4-16	表4-16上から2行目・最右列	(5) 室	(5) 居室																																																																												
9	7	235	7-2	表7-2-2の水平導体の概略図の説明	建物の屋上、側壁お及び架空に・・・	建物の屋上、側壁及び架空に・・・																																																																												
10	7	249	7-2	表7-2-10の溶融亜鉛メッキ銅の形鋼の接地棒の直径	c)	b)																																																																												
11	7	258	7-2	図7-14-1																																																																														

No.	章	頁	項	訂正箇所	誤	正
12	9	291	9-6	表9-6-1 中、1耐火構造、防火設備等に 係る性能規定の条文	令第108条の4第1項及び第4項	《削除》
13	9	291	9-6	表9-6-1 中、13配管設備に係る性能規定 の条文	(令第129条の2の4第項)	(令第129条の2の4第1項第三号)
14	9	291	9-6	表9-6-1 中、15エレベーター、エスカレーターに係る 性能規定の条文	(令第129条の4第1項第三号)、	令第129条の4第1項第三号、
15	11	322	11-3	16	雷保護—建築物等への物的損傷及び人命の危険Q & A-JIS Z 9290-3 : 2019 対応-	雷保護—建築物等への物的損傷及び人命の危険Q & A-JIS Z 9290-3 : 2019 対応- (令和7年中に刊行予定)